

最近の新規受付事件（令和8年3月）

不当労働行為事件

整理番号	業種	申立人	請求する救済内容
1	医薬品製造業	組合	1 組合員に対し、組合らからの脱退を勧奨し、組合らの組織運営に支配介入しないこと。 (以下略)
2	自動車業界のオンライン情報サービス提供等	組合	1 組合員Xが会社が示した雇用条件で就労する地位にあることを確認すること。 (以下略)
3	金融業	組合	1 Xへの自宅待機命令及びアカウント停止措置が、不利益取扱い及び支配介入であることを認定すること。 (以下略)
4	福祉事業	組合	1 組合員Xに対する解雇を撤回し、原職復帰させるとともに、解雇の翌日から復帰するまでの間の賃金相当額を支払うこと。 (以下略)
5	ホテル	組合	1 団体交渉で合意した傷病手当金と通常賃金との差額及び遅延損害金を支払うこと並びに合意事項を遵守しないことにより組合の運営に支配介入しないこと。 (以下略)
6	運送業	組合	1 組合が申し入れた団体交渉に、資料を開示するなどして誠実に対応すること。 (以下略)
7	物品賃貸業	組合	1 組合が申し入れた団体交渉を拒否したり、引き延ばしたりせず、速やかに誠実に応じること。 (以下略)